

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
当該翌日が休きる場合)

◇告

示

保安林の指定予定（森林保全課）

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについて
の同意を求めるための発起人の届出（水産課）

告示

鳥取県告示第百五十八号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年二月二十五日

鳥取県知事 西尾邑 次

一

保安林予定森林の所在場所
氣高郡青谷町大字奥崎字家ノ空四七四、字村廻り六二2 指定の目的
土砂の流出の防備3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採ができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

次のとおりとする。

4 指定施業要件を定めない森林の所在場所

二 1 字家ノ空四七四（次の図に示す部分に限る。）、字村廻り六二
保安林予定森林の所在場所三九八の二、三九九、四〇〇、字西谷九三の二、九六の二、九八の一、
九九、一〇一の二2 指定の目的
土砂の崩壊の防備3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をできる立木は、千代川地域森林計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4 指定施業要件を定めない森林の所在場所

字西山三九八の一、三九八の二、字西谷九六の二、九八の一

三 1 保安林予定森林の所在場所

倉吉市栗尾字家ノ下北平四〇三の一、東伯郡東郷町大字白石字鉢伏

山一の二(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主は、抾伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、天神川地域森林計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥

取県農林水産部森林保全課並びに倉吉市役所及び関係町役場に備え置いて

縦覧に供する。)

補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第一項の規定に基づき、漁業災害同意を求めるについて、発起人になろうとすることに係る届出があったので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同令第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出事項	漁業者調書の総覽			
届出者(の住所及び氏名)	加入区	漁業の区分	場所	期間
鳥取市賀露町一七五七 一八五九				
網師久光				
鳥取市賀露町一七五七 一〇八五	賀露加入			
網師野繁雄				
鳥取市賀露町一四四一 岩本直行	漁業災害補償法 第一百四十二条 に掲げる漁業	賀露漁業 協同組合	十五日から三月 十一日まで	平成六年二月二